

住民票等を郵送で請求するには

個人のプライバシーを保護するため、住所・氏名等が正確でない場合、第三者からの請求で正当な理由でない場合には、請求に応じられないことがありますのでご了承ください。

●請求できるかたは以下のかたです。代理人からの請求の場合は委任状が必要です。

委任状の委任者欄は委任者本人が記入（自署）してください。

①本人または同一世帯のかた

②正当な理由があって住民票等を交付請求するかた

※法人が請求者の場合は、住民票の写し等郵送請求書【法人請求用】をご覧ください。

●請求時、以下の1～5を那珂市役所市民課へ送付してください。

1. 請求書

○ダウンロードした請求書に必要事項を記入していただくか、便せんなどに必要事項（■請求書の必要事項 参照）を記入してください。

○請求書の内容に不明点があった場合、お電話にて確認させていただく場合があります。

2. 手数料

○ゆうちょ銀行（郵便局）で定額小為替を購入し同封していただくか、現金書留をお願いします。

郵便切手、収入印紙、収入証紙ではお受けしておりません。

○料金不足の場合は請求者へご連絡いたします。不足分が届き次第送付いたします。

3. 返信用封筒

○切手を貼り、請求者の現住所と氏名を記入したものを同封してください。

○速達、特定記録、書留等をご希望の場合は封筒に記し、必要分の切手を貼付してください。

○返送先は原則住民登録地となります。

4. 本人確認書類

○請求者のマイナンバー（個人番号）カード（表面のみ）又は写真付住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証等のコピー（返送先の現住所、氏名がわかるもの）を同封してください。

○運転免許証等の住所変更をしていないものは、本人確認書類として扱えません。

※保険証をコピーする場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号が見えないように（マスキング）してください。

5. 疎明資料

○正当な理由があって住民票等を交付請求するかたは、請求理由を確認できる資料を同封してください。

■請求書の必要事項

請求者の住所、氏名（自署）、昼間連絡のとれる電話番号、世帯主の住所及び氏名、世帯全員のものか個人のものか、個人の証明書の場合はどなたのものが必要か、必要な通数、本籍・続柄の記載をするかしないか、使用目的

◆請求書等の送付先◆

〒311-0192

茨城県那珂市福田1819番地5

那珂市役所市民課

